

熊谷市農業委員会
第11回総会議事録
(公開用)

令和元年6月26日(水)
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第11回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和元年6月26日(水)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和元年6月26日(水)午後3時30分
- (3) 場 所 江南勤労福祉センター講習室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 39名
- (2) 欠席数 8名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	出	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	出	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	出	村田 定吉
9	欠	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	欠	飯嶋 竹夫
3	欠	中村 大志	17	出	新井 進
4	出	笠原 貞男	18	欠	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	欠	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	欠	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	欠	関根 正直	23	出	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	出	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	欠	水野 明	28	出	吉野 福司

4 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用
集積計画について

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による
農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第 6 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の
承認について

報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第11回総会を開会いたします。なお、本日は総会終了後、農業者年金加入推進委員会を開催しますので、該当する委員の方は、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに木村会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員は21名が出席しております。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、4番、強瀬委員、5番、関口弥生委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p>

	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p> <p>議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について</p> <p>以上、6議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>なお、本日は新規就農の方に出席をお願いしております。</p> <p>このため、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を最初に審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（ 異議なしの声 ）</p>
議長	<p>それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の案件は、議案番号371～573、議案番号3019～3023の合わせて209件です。</p> <p>総筆数は410筆、総面積は535,383.21㎡、内訳として、田は260筆、415,499.27㎡、畑は150筆、119,883.94㎡、賃貸借は199筆、224,585.94㎡、使用貸借は211筆、310,797.27㎡、設定の期間は、5年未満が250筆、426,604.00㎡、5年以上が160筆、108,779.21㎡、設定の区分は、新規が21筆、33,453.00㎡、再設定が389筆、501,930.21㎡です。</p> <p>借受人別の内訳は、農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者の借受けは106件、277,798.27㎡、農地所有適格法人及び解除条件付き農業参入法人の借受けは42件、92,285㎡、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用した借受けは3件、7,304.00㎡、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借受けは5件、22,218.00㎡、新規就農者は2件 5,155㎡、認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用した認定農業者を含めた認定農業者等の借受けの件数は全体の約72%です。</p> <p>上記以外の担い手の借受けは、50件 130,622.94㎡、農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権設定は29筆、43,223㎡で、これに農地中間管理事業を足したものが最適化交付金交付対象面積となっております。</p>

<p>議長</p>	<p>以上209件の計画は、本市においての農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、議案番号548、549の新規就農者の議案については、申請人がお見えになっておりますので、申請人から説明させていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>先ほどの説明の中にもありましたとおり、新規就農の方にお出でいただいておりますので、議案番号548、549の申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○○ 入室)</p>
<p>議長</p>	<p>本日は大変忙しいところ、お出でいただきありがとうございます。</p> <p>新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。</p>
<p>申請人 (○○○ ○)</p>	<p>ただ今ご紹介いただきました、○○○○と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、営農計画書に基づき説明させていただきます。就農動機としまして、私が婿に入った家が農業でして、何だかんだ8年くらい農業をさせていただきまして、自分でも農業やってみたいなと思うところから就農したいというのが動機です。経験年数や研修等に関しましては、先ほど申し上げたとおり結婚する前からだいたい8年くらいやらせていただいております。研修に関しては、農林振興センターの方から、農業大学校に入った方がいいと言われ入ったのですが、その前の年に父が倒れてしまいまして、家の米麦が出来なくなりまして、卒業することはできなかったのですが半年だけ行かせていただきました。</p> <p>次に労働力に関してですが、私と妻の2名となっております。経営面積に関しては、いま決まっているのは5反くらいになっております。作物構成については表作で水稻、裏作でブロッコリーを作ろうと思っております。機械等基本装備に関しては、私、別に法人を持っておりまして、そちらと使い分けを考えますと、トラクターが2台、軽トラックが2台、田植機が1台、コンバインが1台、これから田植機とコンバイン、その他、乾燥機が追加されていく形となっております。</p>

<p>議長</p>	<p>作付計画に関しましては、別紙のとおり米とブロッコリーとなっております。私からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本案につきましては、栗原推進委員が事前に申請人と面談しておりますので、栗原推進委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>栗原推進委員</p>	<p>ただ今、新規就農の〇〇〇〇さんから説明がありましたとおり、〇〇さんは若く〇〇歳であり、また、先ほどありましたとおり8年間の農業経験があつて、〇〇のほうに米や野菜を作っている法人を立ち上げて販路も出来ているということです。今回、〇〇さんから私のほうに、どこか耕作するところはないですかねという話をいただき、私の前のほうの田んぼ等を見ていただき、あとで話をしたところ、この辺であれば近くていいですよということで、耕作している地権者と話をしまして合意が得られましたので5月12日に2人の地権者と利用権を設定させていただきました。</p> <p>義理の父親も病床に伏せているのですが、私といつも懇意にしております。農業のことについては、よく話し合っていたところであり、いかんせん、悲しいことに彼も病床に伏せてますので残念ですが、彼も2haくらい奥さんとやっていたのですが、病気で倒れて、それ以後、〇〇さんがやっている状態でありました。まだまだ〇〇さんは若い方ですので、これから先、前途が期待できると思います。私どもにとっても、若い方の就農は本当にいいことだと思いますので、私も地域の担い手として大きな期待をしております。他にもまだまだ私の近くには遊休農地がありますので、そういったところも〇〇さん、或いは他の新規就農の方があれば、そういったことも紹介していただいて遊休農地の解消に努めさせていただきたいと思います。これからは〇〇さんには頑張ってください、また、皆さん方には、そういった方がおりましたら紹介していただきまして、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、申請人に対しまして質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。</p>
<p>村田委員</p>	<p>私も〇〇さんとは何とか接点があつたので、彼のお義父さんが体調が悪かつたということで倒れて、それを担うために入ってきたということで農業委員としても心強いところでもあります。これからは応援し</p>

	<p>議案第4号における議案番号483について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p>
	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、ただ今審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る議案以外の審議に入ります。</p> <p>それでは、議案番号483、548、549以外について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号における議案番号483、548、549以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年6月12日、田中農業委員、熱田推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に</p>

	<p>耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号2は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年6月10日、手嶋農業委員、長谷川推進委員、大里行政センター鈴木事務員が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号3は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年6月10日、手嶋農業委員、長谷川推進委員、大里行政センター鈴木事務員が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号4は、寄付のため10a当たりの価格はありません。この案件につきましては、令和元年6月13日、関口弥生農業委員、中嶋推進委員、事務局遠藤次長、新井主査が現地調査を行い、利用状況を確認しております。農地法第3条では、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得することは許可できないとされていますが、例外として市が農地を学校農園用地として使うため、取得後の農地について耕作の事業を行うと認められる場合、許可できることとされています。その場合、第2項の第1号、第2号、第4号、第5号の基準は除かれます。申請地は〇〇〇小学校のすぐ近くにあり、市が〇〇〇小学校の学校農園用地として以前から借用していた農地を、所有者から寄付の申し入れがあったため、これを受け入れるものです。この案件については、担当の教育総務課職員が来ておりますので、担当者から説明させていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明のとおり、教育総務課の職員の方へ出席をいただいておりますので、説明をお願いいたします。</p>
教育総務課	<p>教育総務課茂木と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、まず本件の取得の経緯について簡単にご説明させていただきます。現在、熊谷市では小中学校におきまして、緑の学校ファーム事業、いわゆる学校農園事業を推進しているところでございます。</p>

この事業は、子供たちが食べ物の生産過程を体験することで命の大切さを学ぶ教育効果、遊休農地の活用、ボランティアや地元農家と学校の交流による地域活性化の3つの効果を狙ったもので、事業による田植えや稲刈り、ジャガイモやサツマイモなどの作物の収穫など、これらの体験活動を行い農業教育を推進しているところでございます。今回申請いたしました〇〇〇小学校では、およそ10年くらい前から〇〇さんの農地を無償で借り受けて学校農園を行っております。〇〇さんは昨年、親が他界されまして相続により自身が農地を取得いたしましたけれど、学校の事業で役立てていただけるのであれば、ということでも市に寄付を申し出されたものでございます。市といたしましても、長年学校農園として無償で利用させていただいていた土地であること、学校に隣接しており児童がすぐに移動でき管理がしやすく立地条件が良いこと、近隣ボランティアの方の援助が受けられること、市の名義の土地になるため借地の心配がなくなり安定的に農地の利用が可能になること、以上のことから寄付を受け入れる方向で今回申請したものでございます。また今後の管理につきましては、耕作の協力者ということで、地域のボランティアの方や長寿クラブの方等、これらの方の指導を受けながら行っていく予定でございます。また農地の管理につきましては、〇〇〇小学校が責任をもって対応いたしまして、人事異動の際にも十分申し送りをするようにいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、先に議案番号4について審議したいと思います。

議案番号4について、質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号における議案番号4について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

挙手全員です。よって、本案については、許可することと決しました。

それでは、ここで、教育総務課の職員の方には退席していただきたいと思っております。ご苦労様でした。

議長	<p>(教育総務課 退席)</p> <p>次に、議案番号1から3について、質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号における議案番号1から3について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての案件には、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連する案件が2件ございます。</p> <p>議案第2号における議案番号3については、議案第3号における議案番号8と関連があり、また、議案第2号における議案番号4については、議案第3号における議案番号11と関連がありますので、それぞれの案件を、併せて審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、はじめに、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3、及び議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号8を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、及び申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>自宅の簡単な図面になります。太い線が現在使っている自宅の区画になります。右側が〇〇さんの自宅、左側が〇〇〇さんの自宅になります。現在、住宅の境にはブロック塀がありまして境は真っすぐにな</p>

議長	<p>っているのですけれども、きちんと測量をしたところ、お互いの農地であつたり宅地の部分のはみ出していることが分かりました。</p> <p>〇〇4条(田)と書いてあるものは、〇〇さんの自宅の中に〇〇さんの田があつたものになります。それから、5条(田)、それから(宅地)と書いてある部分を、それぞれ〇〇さんの自宅にある部分は〇〇さんに、〇さんの自宅ある部分については〇さんに、土地をお互いに交換による所有権移転となります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>はじめに、議案第2号における議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号における議案番号8について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、及び議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、及び申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>太い線で囲んだ部分が今回の申請地の合計になります。土地の名義</p>

議長	<p>は〇〇〇〇〇、〇〇〇さん・〇〇〇〇〇さんの土地が混在している形になります。太い線の左側の部分が現在使用している乾燥施設や農機具置場となります。農地区分は1種農地になります。もともと農用地区域、いわゆる青地の区域であり平成30年11月28日付けで除外されております。譲受人の法人は米麦を中心に30haの経営面積があります。既存の敷地が狭く、作業は道路にはみ出すこともあるようです。既存の敷地と一体利用し効率化を図りたいということで今回の申請が出されました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 はじめに、議案第2号における議案番号4について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第3号における議案番号11について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、さきほど審議しました議案番号3、4以外を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は1種農地、転用該当条文は施行令第4条</p>

	<p>第1項第2号イ、建築物等は宅地を含めた全体面積は2, 200㎡です。</p> <p>議案番号2は、農地区分は1種農地、転用該当条文は施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は倉庫1棟を建築する計画で、宅地を含めた全体面積は1, 593.44㎡です。</p> <p>議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWです。この案件につきましては、一般的な太陽光に対して面積が若干大きいのではないかとということで、事務局のほうで申請人に指摘をいたしました。一度申請を取り下げさせていただくか、敷地を例えば半分にして、もう一度申請をしていただくように勧めたのですが、この面積で審議いただきたいということで、今回の総会にあげさせていただいております。事前に県の担当の方にも確認したのですが、今回の総会で許可相当で進達していただくぶんには構わないということで、県の担当から回答をいただいている案件であります。</p> <p>議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号における議案番号3、4以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>【 休憩 午後2時20分から2時30分 】</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、さきほど審議しました議案番号8、11以外を上程し、事務局の説明</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
関口弥生委員	<p>特に農地法ということではないのですが、住宅に転用する場合、側溝に合併浄化槽の処理をして排水を流すのですが、側溝というのが農地がずっとあるところは土で埋まっている状態なんですね。そうすると掃除をしないと流れないような状況がいろいろなところで発生しております。このような場所がどのようにになっているのか、とても気になります。そうすると、だいたい側溝の掃除というのは地域でやりましょうというのが原則なんです。なかなか高齢化が進んで出来ないで、市の維持課とかで掃除をしていただくようなことになりかねないのですが、こういう建築をする場合は、特に入の方が、この建設業者の方が掃除するとか、そういうことをしているのかどうなのか、気になるのですが。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、基本的に側溝の掃除は地域の方がしていただくものということでお願いしてまして、私も農業委員会に異動する前は維持課にいましたけれど、基本的には行政は掃除しませんので、おそらく、建設会社さんがやっていたかということ、それもわからないというのが正直なところです。</p>
関口弥生委員	<p>やっていないのが現状です。</p>
大野委員	<p>以前、私が自治会長をしている時に、地域の側溝だったのですが、いろいろなものが堆積して流れていない、さあどうしようかという時に市に相談しまして、今日に明日というわけにはいかないけれど、そういう箇所が何箇所かあれば市のほうで対応しますということで除去してもらった経緯があるんですよ。これは参考までに。</p>
議長	<p>市的なことを私が言っているかわかりませんが、要は道路側溝って道路管理者の管理ですよ。ただ市にも予算とかの関係もあるので地元でやってくださいというふうには聞いてますけれど、そういうことでよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。そうです。</p>
議長	<p>地元の皆さんがやるということになりますよね。</p>

栗原推進委員	<p>私も地元で自治会長をやっていた時に、道路の両側に側溝があるのですが、そこが詰まっていて下水が噴き出したことがあったんです。その時に維持課の方に話をしたら、側溝の蓋を開ける道具を貸しますから地元でやってくださいというわけです。しかし高齢化で、あんなに厚い側溝の蓋を道具を貸していただいても開けられないです。もしも出来たとしても、最後に蓋をするときに、どこから蓋をしていいのかわからない。あれは絶対入らないですよ最後は。地元の人では出来ません。そのへんのところを道路課あるいは維持課の方に理解していただいて、我々の言うことをよく聞いて欲しいということ、役所のほうからお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これは本来ならば農業委員会で審議をするというか会議の中で話をすることとはちょっと違うと思いますので、これは局長から話を繋げてください。</p>
事務局長	<p>関係する課に今の状況を説明させていただいて、対策等を検討するように申し伝えますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号における議案番号8、11以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の配分計画は、〇〇地区、〇〇地区の2地区の配分計画です。</p> <p>〇〇地区ですが、貸借権の設定を受ける土地は、1筆、7,500㎡、地目は畑、配分先は〇〇〇〇〇〇〇〇です。〇〇地区ですが、貸借権の設定を受ける土地は、5筆、14,718㎡、地目は田、配分</p>

<p>議長</p>	<p>先は〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。全ての筆につきまして、権利の種類は賃貸借で新規設定であり、設定期間については10年間です。</p> <p>以上6筆の農用地利用配分計画（案）は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この議案につきましては、配分計画（案）について意見があれば農業委員会の意見を熊谷市へ回答し、配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、配分計画（案）のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。</p> <p>次に、議案第6号、相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況確認通知の承認についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>この議案は、相続税の納税猶予を受けている農地のうち、申告期限から20年が経過しようとするものについて、税務署からの依頼を受け、現地の利用状況を確認した結果を税務署に通知するものです。</p> <p>税務署は、農業委員会からの現地確認の回答、土地所有者からの申告などをもとに、納税の免除を決定することとなります。</p> <p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに氏名、最初の特例農地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、利用状況・特記事項、現地確認年月日、現地確認した農業委員、推進委員と事務局職員を朗読する。】</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況確認通知の承認について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しましたので、次に、報告事項に入ります。報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑、意見等ありましたらお願いします。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木村会長には議長を務めていただき、ありがとうございました。 それでは、次第の6、その他に入らせていただきます。</p>
事務局	<p>【事務局が資料1に基づき、平成30年度の事務点検評価及び令和元年度の活動計画について、内容の説明をする。以下、資料1に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>農業委員会では事務の適正な執行のため前年度の目標に対する評価と今年度の事務実施の目標を毎年設定しています。これは農業委員会等に関する法律第37条及び施行規則第15条で、毎年度、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について6月末までにホームページ等適切な方法により公表する</p>

こととなっていることによります。4月早々の役付委員会で役付委員の方にはお諮りしましたが、皆様への報告が遅れまして申し訳ありませんでした。

今年度の目標並びに活動計画の担い手への農地の利用集積・集約化ですが、4月1日から7月1日までの4ヶ月の間に始まる利用権設定の内、委員の皆さんが担い手へ斡旋した農地面積は約112haとなりました。最適化交付金の目標集積面積は114haです。この114haというのは1年間の目標です。三分の一の期間で概ね目標値になっています。また、今年度においては農地中間管理事業で津田向谷と東別府がまとまって集積されます。このため、担い手への集積面積は大幅に上まわるものと予測しています。

遊休農地に対しましては、今年からはJAくまがやと連携して行う除草対策事業として「農地利用最適化推進事業」が始まりました。荒廃農地の所有者には解消の手立てがないために放置しているという方も多く見られます。今の時期は農繁期で6、7月の間の除草作業はストップしている状況ですが、4月には11件、5月には9件の除草依頼がありました。ただし、補助金の対象となる草丈の高い農地からの依頼は1件のみで、依頼者は皆さん、そこそこの管理をしている方が周辺の農地に迷惑をかけないようにと、この事業を利用している状況と思われまます。荒廃と判断されてしまうような農地所有者からの解消依頼はなかなかありません。そもそも、農地に対する思いの違いというものもあると思います。荒廃農地の解消を進め、担い手に結びつけることができるよう、皆様には、より一層農家への訪問や現地指導等進めていただきますようお願いいたします。また、新規参入者に対しましても積極的に農地が斡旋できるようになるのではないかと期待しておりますのでよろしくようお願いいたします。農業委員会の必須業務となります農地利用の最適化の3本柱、遊休農地の解消・発生防止、担い手への農地集積・集約、新規参入の促進、どの項目に対しましても有効な事業であると考えております。引き続き、皆さんのきめの細かい戸別訪問と指導を重ねていただきますようお願いいたします。

また、これらの内容につきましては、平成31年と表記のある部分は令和元年に改めまして、一両日中にホームページ並びにフェイスブックに挙げさせていただきますので、ご確認いただける方はよろしくお願いいたします。

事務局

【事務局が資料2に基づき、令和元年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、内容の説明をする。以下、資料2に記載されていない説明について記述する。】

	<p>農地パトロールですが、平成21年の農地法改正により農業委員会が毎年、農地の耕作状況を調査し、遊休農地の状況を報告することが義務付けられました。これにより、毎年7月から9月の3か月間、全国一斉に農地パトロールが実施されております。皆さまにも昨年度実施していただいておりますが、「実施にあたっては、総会において趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する」とされております。</p>
事務局次長	<p>ただいま説明させていただきましたが、今年度の実施要領を決定させていただいてパトロールをお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
森田推進委員	<p>9月上旬に、事務局とともに確認困難場所の調査とありますが、事務局で計画を立ててやるのか、自分たちが計画を立ててやるのか、どちらですか。その際、土日の場合も事務局は出るのですか。</p>
事務局	<p>一度8月中に見ていただいた中で、境がわからないとか、地番等が特定出来ないなどがありましたら、それにつきまして事務局と報告いただいた委員さんと日程調整しまして一緒に現地確認を行うということを考えております。随時相談させていただきます。</p>
中嶋推進委員	<p>昨年度やらせていただきまして、荒廃農地に関しては地権者の方へ利用意向調査票というのを配布させていただきました。その回収率は、どれくらいですか。もうひとつ、それが我々にフィードバックして来れば、例えば、貸したいのですかと、わざわざ伺わなくても近くの耕作者に紹介できると思うんですね。そういうのが全然返ってこないような気がします。</p>
事務局	<p>回収率については即答できませんので、来月の調査結果一覧表等を配布させていただく際に説明させていただきます。回収した意向につきましては、昨年度の終わりに農地利用最適化推進事業の計画を立てるということで、黄色の紙の一覧表をお渡ししたかと思いますが、そちらの意向欄のところに入れております。今年度の記入表にも昨年度の意向調査の回答を載せますのでご確認をお願いいたします。</p>
西田推進委員	<p>実施要領の第3条で、昨年もちよっと迷ったのですが、全ての農地を対象に、ということですが、市街化区域も当然入るのですか。私の担当地域は、市街化区域も調整区域もあるので確認です。</p>

事務局	<p>こちらに書いてあるとおりで、全ての農地が対象ということになりますので、市街化の農地も対象となります。</p>
事務局次長	<p>それでは、実施要領につきましては決定をさせていただきます。</p>
事務局	<p>【事務局が資料に基づき、市内企業立地についての報告をする。以下、資料に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>〇〇〇〇〇の事業取りやめにより次の耕作者について各方面に連絡を取ったところ、条件の良いところであれば耕作できる農地を探している農家、企業が思いの外たくさんいるということが改めて確認できました。皆様におかれましては、地元の農地を再度見回していただきまして、年に数回の耕耘はしているものの作物が植えられていないような農地に目を向けていただきますようお願いいたします。そういった農地の情報を農地を探している農家、企業からの相談があった場合には速やかに情報提供して参りますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>その他につきましては、こちらからは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>それでは最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上で総会は終了となりますが、開会の際に申し上げましたとおり、この後、農業者年金加入推進委員会を行います。なお、会場が変わりまして、隣の研修室1で行いますので、関係する委員の方は移動をお願いいたします。</p>

農業委員会事務局職員

局長	松岡 八起
次長	遠藤 健司
主幹兼農政係長	森田 志津子
主幹兼農地係長	関口 玉城
主査	大井 崇雅
主任	贄田 敦嗣
大里行政センター事務員	鈴木 迅
江南行政センター主査	上山 奈保美

農業振興課職員

主任	角張 圭太
----	-------

令和元年6月26日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進 _____

署名委員 強 瀬 兼 一 _____

署名委員 関 口 弥 生 _____